### 参考資料1

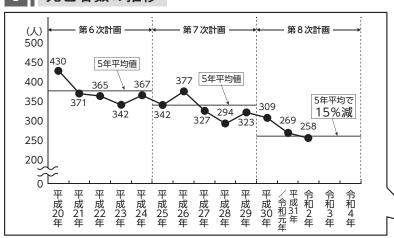
# 建設業における労働災害の発生状況

# ■ 5カ年ごとの労働災害発生状況

### [第8次建設業労働災害防止計画の目標]

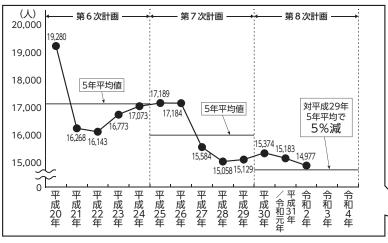
- (1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (3) 計画期間中の休業4日以上の死傷災害の平均発生件数を、平成29年の発生件数に対して、5%以上減少させる。

### I 死亡者数の推移



	死亡者数計	5年平均
第1次計画 (昭和58~62年)	5,059	1,012
第2次計画 (昭和63年~平成4年)	5,238	1,048
第3次計画 (平成5~9年)	4,765	953
第4次計画 (平成10~14年)	3,501	700
第5次計画 (平成15~19年)	2,608	522
第6次計画 (平成20~24年)	1,875	375
第7次計画 (平成25~29年)	1,663	333
第8次計画 (平成30年~)	836	279

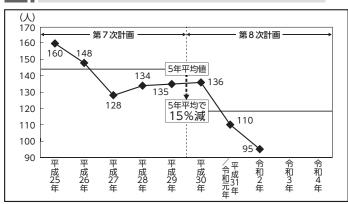
# Ⅱ 休業4日以上の死傷者数の推移



	死傷者数計	5年平均
第1次計画 (昭和58~62年)	378,509	75,702
第2次計画 (昭和63年~平成4年)	303,679	60,736
第3次計画 (平成5~9年)	235,107	47,021
第4次計画 (平成10~14年)	170,284	34,057
第5次計画 (平成15~19年)	137,848	27,570
第6次計画 (平成20~24年)	106,690 (85,537)	21,338 (17,107)
第7次計画 (平成25~29年)	80,144	16,029
第8次計画 (平成30年~)	45,534	15,178
/ 当人((( 土) 土 ) フ ト フ		

- ※平成23年までの死傷者数は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非摘)」による。 上記のグラフ及び以降の死傷者数は「労働者死傷病報告」による。
- ※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡者数及び死傷者数を除く。

# Ⅲ ■ 墜落・転落災害による死亡者数の推移

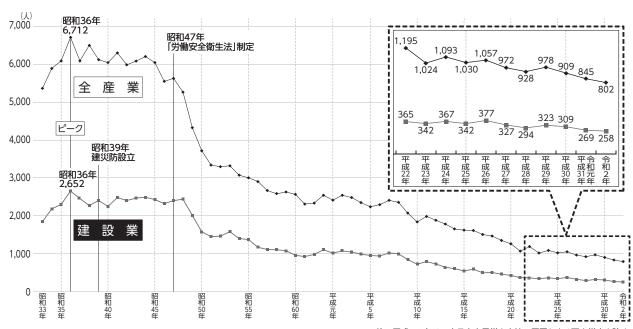


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全産業	266	263	248	232	258
建設業 (建設業の割合)	160 (60.2%)	148 (56.3%)	128 (51.6%)	134 (57.8%)	135 (52.3%)

	平成30年	平成31年 /令和元年	令和2年
全産業	256	216	191
建設業 (建設業の割合)	136 (53.1%)	110 (50.9%)	95 (49.7%)

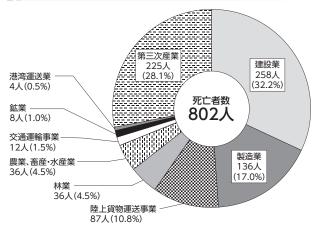
# 2 建設業における死亡災害発生状況(令和2年確定値)

# 死亡者数の推移(昭和33年~令和2年)



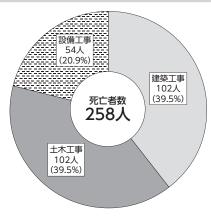
注: 平成 23 年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く。

# 業種別死亡災害発生状況



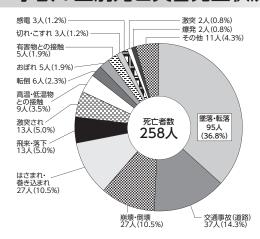
◎建設業の死亡災害は258人(前年269人)で、全産業の32.2%(前年31.8%)を占めている。

# 工事の種類別死亡災害発生状況



◎工事の種類別では、建築工事102人と土木工事102人で計204人となり、建設業全体の79%を占めている。

# 事故の型別死亡災害発生状況

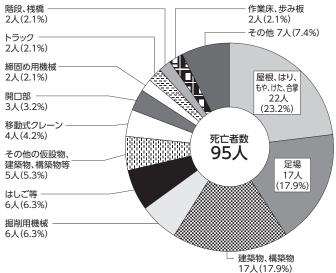


※次頁の「三大災害発生状況」は、「令和3 年度 全国安全週間実施要領」の「6 建設 業における死亡災害発生状況(起因物・ 事故の型)」より作成しています。

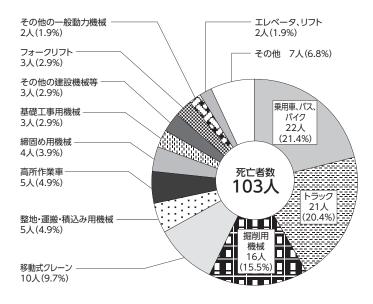
「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」 の件数は事故の型別の分類ですが、「建設 機械・クレーン等災害」の件数は起因物 による分類です。そのため「建設機械・ クレーン等災害」の件数には、「墜落・転 落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数が 重複計上されています。

# 三大災害発生状況

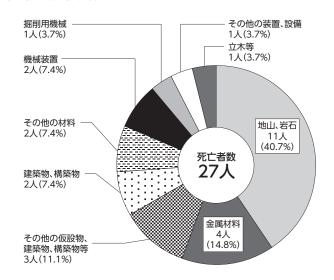
### <墜落・転落災害>



### <建設機械・クレーン等災害>

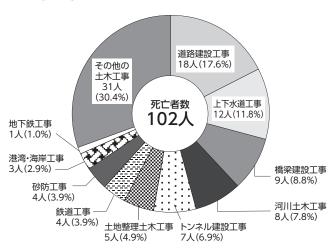


### <倒壊・崩壊災害>

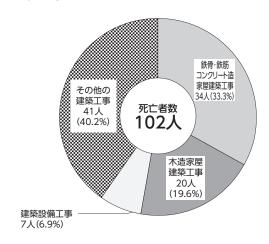


# 工事の種類別発生状況

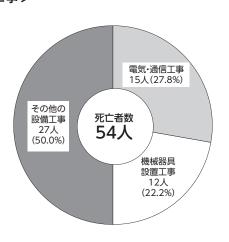
### <土木工事>



### <建築工事>



### <設備工事>



# 3 建設業における業務上疾病の発生状況

# 業務上疾病者数・年千人率の推移(平成28~令和2年)

全産業の疾病者数15,038人のうち、建設業は883人で全体の5.9%(前年7.3%)となっている。

業種	建記	<b>党業</b>	全產	全産業		
年項目	疾病者数(人)  疾病者数年千人率		疾病者数(人)	疾病者数年千人率		
平成28年	614	0.2	7,340	0.1		
平成29年	平成29年 665		7,844	0.1		
平成30年	平成30年 697		8,684	0.2		
平成31年/令和元年 605		0.2	8,310	0.1		
令和2年	883	0.3	15,038	0.3		

資料:厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注:1. 表は休業4日以上のもの。

 2. 疾病者数年千人率=
 疾病者数年千人率=

 労働基準法適用労働者数

3. 令和2年は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含む。

### 年次別業務上疾病の発生状況(平成28~令和2年)

令和2年の建設業における疾病者数883人のうち、最も多かったのは災害性腰痛で222人(25.1%)となっている。

	年	平成	28年	平成	29年	平成	30年	平成31年	/令和元年	令和	2年
	業種		全	建	全	建	全	建	全	建	全
		設	産	設	産	設	産	設	産	設	産
疾病	分類	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
(1)	負傷に起因する疾病	319	5,574	362	5,963	286	5,937	299	6,015	337	6,533
(	(うち災害性腰痛)	(195)	(4,722)	(230)	(5,051)	(171)	(5,016)	(190)	(5,132)	(222)	(5,582)
	(2) 有害光線による疾病	2	9	-	5	-	5	2	13	1	9
地加工	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物に理よ	(4) 異常気圧下による疾病	2	10	3	19	1	11	3	22	1	6
的る	(5) 異常温度条件による疾病	118	650	144	719	245	1,394	159	1,039	223	1,159
50 因子病	(うち熱中症)	(113)	(462)	(141)	(544)	(239)	(1,178)	(153)	(829)	(215)	(959)
אני ר	(6) 騒音による耳の疾病	3	6	4	8	-	2	1	9	2	11
	(7) (2)~(6)以外の原因による疾病	5	28	4	22	4	25	3	35	3	29
作起	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	5	75	7	115	4	119	10	118	8	143
業因	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	3	29	-	27	1	27	2	33	1	34
態す様る	(10) 振動障害	1	2	2	4	-	5	1	4	-	2
に疾	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	6	153	7	159	3	217	7	210	9	200
病	(12) (8)~(11)以外の原因による疾病	5	52	1	73	2	89	3	92	2	83
(13)	酸素欠乏症	4	13	1	5	-	7	1	5	1	12
(14)	化学物質による疾病(がんを除く)	49	215	45	222	60	263	41	220	44	241
(15) L	じん肺症及びじん肺合併症(休業のみ)	71	210	56	191	57	165	46	164	40	127
(16)	病原体による疾病	6	125	11	105	6	171	4	113	196	6,291
	(うち新型コロナウイルスり患によるもの)	-	-	-	-	-	-	-	-	(187)	(6,041)
43	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
がん	(18) 化学物質によるがん	2	3	-	-	-	-	1	2	1	1
(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(20)(2	1)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	13	186	18	207	28	246	22	216	14	157
	合 計	614	7,340	665	7,844	697	8,684	605	8,310	883	15,038

資料:厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注:1. 表は休業4日以上のもの。

- 2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
- 3.「化学物質」は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
- 4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

### 酸素欠乏症発生状況の推移(平成28~令和2年)

令和2年の全産業の被災者数は12人、うち建設業は1人となっている。

(単位:人)

年 業種	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成31年/ 令和元年	令和 2年
建設業	3(0)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)
全産業	13(4)	5 (5)	7(6)	5 (5)	12(8)

資料:厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」 注:1.() は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

### 振動障害の推移(平成27~令和元年度)

令和元年度の全産業の振動障害労災新規認定数は 285人、うち建設業は150人(53%)と高い割合となっている。

(単位:人)

					( )
年度	平成	平成	平成	平成	令和
業種	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
建設業	144	173	139	137	150
林業	41	35	35	24	24
鉱業	32	28	46	31	34
採石業	2	6	6	8	4
製造業	35	27	32	30	33
その他	22	17	33	51	40
全産業	276	286	291	281	285

資料:厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)調」注:各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

### 硫化水素中毒発生状況の推移(平成28~令和2年)

令和2年の全産業の被災者数は9人、うち建設業は3人となっている。

(単位:人)

年 業種	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成31年/ 令和元年	令和 2年
建設業	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (3)
全産業	3 (0)	7(2)	10(4)	5(1)	9(6)

資料:厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」 注:1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6 に掲げる酸素欠乏危険場所等で の作業で発生。

### 熱中症の推移(平成28~令和2年)

(単位:人)

年業種	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成31年/ 令和元年	令和 2年	合 計
建設業	113(7)	141(8)	239(10)	153(10)	215(7)	861(42)
警備業	29(0)	37(2)	110(3)	73(4)	82(1)	331(10)
製造業	97(0)	114(0)	221(5)	184(4)	199(6)	815(15)
運送業	67(0)	85(0)	168(4)	110(2)	137(0)	567(6)
その他	156(5)	167(4)	440(6)	309(5)	326(8)	1,398 (28)
全産業	462 (12)	544(14)	1,178 (28)	829(25)	959(22)	3,972(101)

資料:厚生労働省職場における熱中症による死傷災害の発生状況調」 注:( ) は死亡者数。

### 肺がん・中皮腫の件数の推移(平成28~令和2年度/支給決定件数)

(単位:件)

年度	平成2	平成28年度		平成29年度		度 平成30年度 令和元年度		令和 2	2年度	
業種 分類	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業	227	283	178	292	214	312	239	358	204	315
全産業	387	540	335	564	376	534	375	641	337	608

資料:厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ調」

注:1.「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

2. 令和2年度は速報値。

### 脳・心臓疾患の件数の推移(平成28~令和2年度)

(単位:件)

年度	平成28年度		平成2	平成29年度 平成30年度		令和元	定年度	令和 2	2年度	
業種区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業	98	18	112	17	99	14	130	17	108	27
全産業	825	260	840	253	877	238	936	216	784	194

資料:厚生労働省「過労死等の労災補償状況調」

### 精神疾患の件数の推移(平成28~令和2年度)

(単位:件)

年度	平成2	8年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
業種	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業	108	54	114	51	129	45	93	41	89	43
全産業	1,586	498	1,732	506	1,820	465	2,060	509	2,051	608

資料:厚生労働省「過労死等の労災補償状況調」

# 参考資料2 | 店社・作業所安全衛生計画(作成例)

# (1) 第○○期 (○○○○年4月~○○○○年3月) 安全衛生計画 (作成例)

		5		ر ا	(F)	X
	生 1 2 子 3 一 7 女 7 田舎 「木 7 中 4 2 7 耳十 中 3 一 子 米	4				於
安全衛生基本方針	「 専	<b>⟨</b> ᡧ	総括安金	全衛生	管理者	4
	を確保し、快適な職場環境の形成を目指す。	極	匿	用管	理者	
		#	安全	全管	理者	
		业		紅	五 本	
1	・ 死亡 災害、 重大 災害 ゼロ	:畑:	ŹΗ	衛生推	浬	*
安全衛生目標	一、コンジンロー 乗 4 ロココトの 砂値 3 年	₩.	斑	継	凩	(医
	たなコダインと多名中 うしん	F				

竹	00	0	00	00		00	
出	8	00	8	0	1	0	
役職名及び所属	代表取締役社長	人事部長	安全部長		※各作業所で選任	(医) 〇〇〇会〇〇内科	
	衛生管理者	管 理 者	管理者	管 理 者	生推進者	業	
	総括安全	り 田 圏	安全	(衛生)	安全衛	鹿	
4}	<b>⟨</b> ᡧ	衝	₩	唺	卌:	₩.	重

	H00		安全部長					Ħ	h						
	FO A		安					#							
	作成:0000年0月00日		杜長					中本日日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	夫旭上の) 留息品	・作業所長は、リス ク低減措置を安全 施工サイクルの中	で実施し、点検表等で確認する。		・作業所長は、工程打合せる翌日の	作業場所を確認し、当日、 作業場所を確認し、 当日、係員に実施	计计 本市本 由于
ſα	0	0	0	0		0			က		1				
•	Ŏ	_	00	00	I	00			7						
ፈ	0	00	0	0		00			-						
						<del>28\</del>	-	1	12						
	式				選任	〇〇〇会〇〇内科		(年度) スケジュール	10 11						
対域有女グに通	,締役を	人事部長	安全部長		業所で	0条(		77	10						
以嵌	代表取締役社長	7	À		※各作業所で選任			羊度)	ဝ						
					**	(医)		年間 (3	∞						
	屈者	平	异	种	進者	困		卅	7						
	5生管	管理	管理	管理	生推)	業			9						
	総括安全衛生管理者	用	⟨₩	生	全衛生	和人			2						
	総括	匿	汝	衛		産		L	4		<b>▼</b>		1	7	
		極	_ #H	- 明		<b>₩</b>	歪		米高泊山	建築部長土木部長			建築部長十十六部		
サークト	)女宝と健康							単	ı́€	※につい%	作業	ーン等作			

		E
リスクアセスメントに基づき施工 会社が特定する作業につい 画、作業計画を作成、実施する。 て実施率 100% ・地山の掘削作業 ・鉄骨立て方作業 ・ 最高の組立て等作業 ・ 最高では足場等により作業 作業開始前までに する。また、足場における作業の 高所作業では、フルハーネス型 作業中 100% 安全帯を使用する。 作業計画作成、 作業計画に基づき作業を実施す 作業計画作成、 基語機械の作業半径内の立入禁 集施率 100%	8 9 10 11 12 1 2 3	米高十つ田恵浜「ニール」
	<ul><li>・作業所長は、リス ク低減措置を安全 施工サイクルの中 施工サイクルの中</li></ul>	は、リス 雪を安全 アルの中
高所作業では足場等により作業 作業開始前までに 床を確保し、墜落防止設備を先行 実施率 100% する。また、足場における作業の 開始前点検を徹底する。 高所作業では、フルハーネス型 作業中 100% 安全帯を使用する。 作業計画に基づき作業を実施す 作業計画作成、 る。	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	京領表る。
4.2 まれた、 生品の上の 作業の 開始前点検を徹底する。 開始前点検を徹底する。 自所作業では、フルハーネス型 作業中 100% 安全帯を使用する。 作業計画に基づき作業を実施す 作業計画作成、 名。 建設機械の作業半径内のウス禁 実施率 100%	·作業所長書程打合社会	英は、日本郷日の
高所作業では、フルハーネス型 作業中 100% 安全帯を使用する。 作業計画に基づき作業を実施す 作業計画作成、 る。 建設機械の作業半径内のウス禁 実施率 100%	作	発売できた。
作業計画に基づき作業を実施す 作業計画作成、 る。 建設機械の作業半径内の立入禁 実施率 100%	状況を点検、報告される。また、巡社等で確認する。	険、報、報、本た、 また、 ばばする。 ばまれる。 ばまれる。 ばまれる。 ばまれる。
建設機械の作業半径内のウス禁 実施率 100%	・作業所長は、係員に実施状況を点検、	は、係員ごを点検、
上 音を後にする。 トレーンリイン・ 人端 - 上指音を徹底する。 中間の かんしん まんかん ままん 神の こうしょ 一種の こうしょ は かぶんき まんき	<ul><li>▼報告させる。また、</li><li>巡視等で確認する。</li></ul>	っ。また、 認する。
の立入禁止を徹底する。 有資格者の配置を徹底する。 資格確認と		
実施 実施率 10	作業所長は、	は、係員1を占権
	報告させる。また、巡視等で確認する。	のまた、 認する。
① 各作業所の安全衛生パトロール 毎月1回 安全部長 ★ また日1 同字 株 オフ	<ul><li>・トップ管理者の参</li><li>+n</li></ul>	理者の参
** 世界 1 1 日 1 日 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		の整備
<ul><li>① 全国安全週間(準備期間含む)</li><li>6月1日~7月7日</li><li>安全部長</li><li>★</li><li>★</li></ul>	・実施計画の作成	の作成
<ul><li>② 全国労働衛生週間(準備期間含む)</li><li>9月1日~10月7日</li><li>安全部長</li></ul>	<u> </u>	
③ 建設業年末年始労働災害防止強   12月1日~1月15日 安全部長	<b>*</b>	
副報明   ① 建設業年度末労働災害防止強調   3月1日~3月31日   安全部長	<b>\</b>	
5 安全大会     6 月28日     安全市長	· 外部講師の依頼 · 外· 持· 長の劃示	の依頼示

T事名: ○○○○ビル (住居一部店舗) 新築工事 ((2) ○○○○・○○年度工程別災害防止計画 (作成例)

第3 公会 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(第3) 会社と一体となって、安全で働き (第4) 会社と一体となって、安全で働き (第5) も	1
### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	1
### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	1   25   25   25   25   25   25   25
第3 公全社と一体となって、安全で働き (業務・転落災害せ口 (第5 番	1.
株式   10   11   12   15   17   15   17   15   17   15   17   15   17   17	1.
	1
(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(3) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
20   36 to 1   36 to 1   37 to 1   38 to 1	1
	15   15   15   15   15   15   15   15

### 参考資料3 建設業における資格・選任・指名等の必要な作業 (使用テキストは、 当協会発行のものを記載)

作業	選任等の種別 等	免許	T証及び技能講習修了証等 I	<u>資格・選係</u> 使用テキスト		別教育修了及び 事業者の選任等	使用テキスト
1.	高 圧 室 内 作 業 (大気圧を超える気圧下 の室内、シャフトの内部)	法 14	作業主任者	· 高気圧作業安全衛生の 手引	法 59	空気圧縮機運転者 送気調節操作者 加圧·減圧操作者 再圧室操作者 作 業 者	・再圧室操作マニュアル ・ 潜函作業の安全 ・ トンネル作業の安全 (推進工事編、シールド編)
2.	ガス溶接等作業	法61	作業主任者				
3.	木材加工用機械作業 (丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんな盤、ルーター は5台以上、自動送材車式帯のこ盤は3台以上)	01	作業主任者				
4.	コンクリート破砕器作業		作業主任者				
5.	地山の掘削作業		作業主任者	<ul><li>・地山の掘削及び土止め 支保工組立て等の作業</li></ul>			
6.	土止め支保工作業(切りばり、腹おこしの取付け、取りはずし)		作業主任者	文体工組立て寺の作業 指針			
7.	ずい道等の掘削等の作業 (掘削、ずり積み、支保工及びロックボ ルト取付、コンクリート等の吹付け)		作業主任者	・ずい道等の掘削等作業指針(山岳編)(シールド・推進編)	法	坑 内 作 業 者	・トンネル作業の安全 (山岳編)(推進工事編)
8.	ずい道等の覆工の作業 細な、移動、解体、 それに伴うコングリート打設)		作業主任者	・ずい道等の覆工作業指針	59	ル PI F 来 有	(山台編) (推進工事編) (シールド編)
9.	採石のための掘削作業 (高さ2m以上-採石法、第2条岩石の採取)		作業主任者				
10.	は い 作 業 (高さ2m以上のはい付け・はいくずし)		作業主任者				
11.	型枠支保工の組立て等作業 (組立、解体)		作業主任者	<ul><li>型枠及び型枠支保工組立 て解体工事の作業指針</li></ul>			
12.	足場組立て等作業 (組立、解体、変更)	法 14	作業主任者	· 足場の組立て等工事の 作業指針	能 法 59	力向上教育作業者	・足場の組立て等作業の 安全 ・足場の組立て等作業従 事者必携
13.	建築物等の鉄骨組立て等作業 (組立、解体、変更)	- 17	作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 (建築鉄骨・その他編) (鉄塔・その他編)			
14.	鋼 橋 架 設 等 作 業 (組立、解体、変更)		作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針			
15.	木造建築物の組立等の作業 (構造部材の組立、屋根下地、外壁下地取付)		作業主任者	<ul><li>・木造家屋建築工事の作業指針</li></ul>	能	力向上教育	<ul><li>・木造建築物の組立て等 作業の安全</li></ul>
16.	コンクリート造の工作物の 解体等の作業 (解体、破壊)		作業主任者	・コンクリート工作物解体 工事の作業指針			
17.	コンクリート橋架設等作業 (架設、変更)		作業主任者	・コンクリート橋架設等 の作業指針			
18.			作業主任者				
19.	第1種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸欠 危険作業 第2種酸素欠乏危険作業 分別表第6危険場所のうち3の3、9、12	_	作業主任者	・酸素欠乏症等の防止	法 59	作業者	・酸素欠乏症等の予防
20.	(硫化水素危険場所)		作業主任者		教淮	作業者	・建設業における有機溶剤
21.		-	作業主任者	・石綿作業主任者	法	作業者	・建築物等の解体・改修工事
22.	石綿含有建材調査	建築	等物石綿含有建材調査者	技能講習テキスト ・建築物石綿含有建材調査者講習テキスト ・一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト	59	75 H	等における石綿障害の予防
	特定粉じん作業			, 一姓 く サロ 和 白 日 庄 们 前 且 自 語 白 ナ オ 人 ト		作業者	・建設工事における粉じんによる疾病の防止
24.	ダイオキシン類取扱作業 廃棄物焼却炉・集じん機等の設備・解体作業				,	作業者	icの分対例VJIIL
	クレ,^, 歿動式クレ,^,		運転士		法	運 転 者	
25.	デリック運転業務	法 61	運転者		59	5t未満のクレーン 5t以上の跨線テルハ 1t未満の移動式クレーン	
26.	車両系建設機械運転業務 (整地・運搬・積込み用、掘削用)	01	運 転 者機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)		運 転 者機体重量3t未満	・小型車両系建設機械運転者必携 [整地・連搬・積込み用及び掘削用/解体用] 特別教育用テキスト

選任等の種別	資格・選任		
作業等	党部証及び技能講習修了証等を用テキスト	+ 別教育修了及び 事業者の選任等	 使用テキスト
07 車両系建設機械運転業務	第	運転者機体重量3は未満	· 車両系建設機械運転者必携 (基礎工事用穴掘建柱車関係)
27. 单凹术建议微微建筑未然 (基礎工事用)	運 転 者 機体重量3t以上	操作者	· 基礎工事用機械運転者必携 · 基礎工事用機械運転者必携
28. 車両系建設機械運転業務		作業装置 運 転 者	<ul><li>・ローラー運転者必携</li></ul>
29. 車両系建設機械(コンクリート打設用)運転業務		操作者	・コンクリートポンプ車
30. (解体用) 運転業務	運 転 者 · 車両系建設機械運転者教本	作業装置運転者	運転者必携 ・小型車両系建設機械運転者必携 [整地・運搬・積込み用及び掘削用/解体用] 特別教育用テキスト
31. 不整地運搬車運転業務	運 転 者 不敷地運搬車運転者数大	機体重量3t未満運転者	· 不整地運搬車運転者教本
32. 高所作業車運転業務	61	機体重量1 t未満運転者	(技能講習用テキスト) ・高所作業車運転者必携
33. ボーリングマシン運転業務	1F未外の同で I UIII以上	法 作業床の高さ10m未満 運 転 者	(特別教育用テキスト) ・ボーリングマシン運転者必携
34.		59 調整・運転者	・ジャッキ式つり上げ機 械運転者必携
35. フォークリフト運転業務	運転者最大荷重1以上	運転者	/
36. クローダー、フォー	運転者	運 転 者	
37. 巻 上 げ 機	<u> </u>	量大荷重1t未満 運 転 者	・ウインチ運転者必携
38. 建設用リフト運転業務		運 転 者	
39. 玉 掛 け 業 務	法 作 業 者 61 つり上げ荷重1t以上	作業者 つり上げ荷重1は未満	
40. ゴンドラ操作業務		操作者	
41. 軌道装置運転業務		運 転 者	· 軌道装置動力車運転者必携
42. 火 薬・発 破 業 務	発 破 技 士		
43. 潜 水 業 務	潜水士	送気調節操作者 再圧室操作者	・再圧室操作マニュアル
44. アーク溶接業務	作業主任者	法 作 業 者	・建設業におけるアーク溶接等作 業の安全(特別教育用テキスト)
45. 研削といし試運転業務		59 作 業 者	・自由研削砥石の安全作業
46. 電 気 取 扱 業 務		電気取扱者 制原、配、低圧	・建設業における低圧電気取扱作業の安全(特別教育用テキスト)
47. チェーンソー以外の振 動工具の取扱いの業務	E	準作業者	・建設業における振動工具 取扱作業の知識 (作業者用)
48. 有機溶剤取扱い作業に係る業務	管 理 者	る 作 業 者	・建設業における有機溶剤 業務の知識 (作業者用)
49. 携帯用丸のこ盤の作業		教作業者	・建設業等における丸のこ 等取扱作業の安全
50. 除 染 等 業 務		作 業 者	
51. ロープ高所作業		作 業 者 59	
52. フルハーネス型安全帯使用作業		作業者	・フルハーネス型安全帯使用 作業特別教育用テキスト
53. 規模100人以上の事業場		総括安全衛生管理者	はまれまします。
53   期模100人以上の事業場   規模50人以上の事業場   は   規模10人以上の事業場   関模10人以上の事業場		安全管理者	・建設業における安全管 理者の手引
体   の   一	第一種衛生管理者	事     産     業     医       業     安全衛生推進者	<b>油乳業ウム生井サッ</b> カエコ
			· 建設業安全衛生推進者の手引 (能力向上教育)
54. 元 方・下請 特定元方 事業者	(注) 一定の橋梁の建設の仕事とは、国勢調 査における「人口集中地区」内の ①道路上 ②道路に隣接した場所	の 統括安全衛生責任者 選 元方安全衛生管理者	・建設業における現場管理者のための統括管理
在の労働者の 事未自 (2以上の場合は指 合計50人 事業者)	③鉄道の軌道上 ④鉄道の軌道に隣接した場所での橋梁の 建設の仕事	任	理者のための統括官理 の手引
混 元 方・下請 有業化 の労働者の作 合計50人業 は正知による作業を行う は正知による作業を行う 在 以 上 の 現 場 を選択を請求して は り、上 の 現 場 を選択を言う は り、 と の 現 場 を選択を は しょう は りょう は りょう は りょう は しょう は は しょう は は しょう は しょ は しょ		指安全衛生責任者	・新版 職長・安全衛生責任者 教育テキスト ・職長・安全衛生責任者能力向 上教育テキスト
管 1. ずい道等の建設の仕事 元方・下 労働者会 3. 一定の橋梁の建設の仕事 以上30. 1 以上30.	計20人   コンクリート造の建   労働者合計20人   署の長街・豊峯所生   1   1	・ 店社安全衛生管理者	・店社安全衛生管理者の手引 (能力向上教育テキスト)
55. 労働基準監督署長への届出	仕 1. 高さ31mを越える建築物等 2. 支間50m以上の橋梁 2の2 支間30m以事 上50m未満の橋梁(一定の場所)の上部構造の建設等 3. ずい道(内部に分散者 の がな かられ いきのを除く) 4. 高大・変大 10m以上の地址(の場間)5 円ち丁草	置 <u></u> 等	. + - 7= / - 74-7 / /
(一定規模以上は都追附県労働局長の番負対象	6	計画の作成の参画者	・セーフティ・アセスメ ント指針・同解説、建
注89の2. 則94の2) 法88第3項、5項、則   作成   提   厚生労働大臣への届出   注88第2項 則89の2	1		設技術者テキスト等
	のたて抗のあるもの 6. ゲーシ上力U.3Mpa以上の上気工事	) ナマシかぎ ノナ	\ \\

<sup>※</sup>テキストの最新版については、建災防 教材開発課(Tel 03-3453-1389)までご確認ください。

# 参考資料4

# 令和4年 安全衛生行事等予定表

2月	1日~29日	省エネルギー月間(経済産業省 /資源エネルギー庁)
3月	1日~31日 〃 1日~7日 1日~8日	建設業年度末労働災害防止強調月間(建災防) 自殺対策強化月間(厚生労働省) 春季全国火災予防運動(総務省 /消防庁) 女性の健康週間(厚生労働省)
4月	6日~15日 7日	春の全国交通安全運動(内閣府 /国土交通省) 世界保健デー(厚生労働省)
5月	1日~9月30日 30日~6月5日 31日~6月6日	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(厚生労働省) ごみ減量・リサイクル推進週間(環境省) 禁煙週間(厚生労働省)
6月	1日~30日 " 6日~12日 10日~16日	全国安全週間準備期間(厚生労働省/中災防) 男女雇用機会均等月間、外国人労働者問題啓発月間(厚生労働省) 土砂災害防止月間(国土交通省) 危険物安全週間(総務省/消防庁) 火薬類危害予防週間(経済産業省)
7月	1日 1日~7日 1日~8月31日	国民安全の日(内閣府) 全国安全週間(厚生労働省/中災防) 熱中症予防強化キャンペーン(熱中症対策推進会議)
8月	1日~9月10日 1日~31日 30日~9月5日	<b>墜落・転落災害撲滅キャンペーン(建災防)</b> 電気使用安全月間(経済産業省) 防災週間(内閣府)
9月	1日~30日 // 10日~16日 21日~30日	全国労働衛生週間準備期間(厚生労働省 /中災防) 健康増進普及月間(厚生労働省) 自殺予防週間(厚生労働省) 秋の全国交通安全運動(内閣府 他)
10月	1日~7日 1日~31日 6日~7日 23日~29日	全国労働衛生週間(厚生労働省 /中災防) 体力つくり強調月間(文部科学省) 第59回全国労働災害防止大会 in 金沢(建災防) 高圧ガス保安活動促進週間(経済産業省)
11月	1日~30日 〃 9日~15日	特定自主検査強調月間((公社) 建設荷役車両安全技術協会) 過労死等防止啓発月間、過重労働解消キャンペーン(厚生労働省) 秋季全国火災予防運動(総務省/消防庁)
12月	1日~4月30日 1日~1月15日 1日~31日	安全衛生教育促進運動(中災防) 建設業年末年始労働災害防止強調期間(建災防) 職場のハラスメント撲滅月間(厚生労働省)

※掲載の行事名や日程等は中止または変更になる場合があります。